〔項を削る。〕		
〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔項を削る。〕		
〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔項を削る。〕		
〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔項を削る。〕		
〔項を削る。〕		
〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔項を削る。〕		
〔項を削る。〕		
〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔項を削る。〕		
〔項を削る。〕		
〔略〕	〔略〕	〔略〕
第四十七条の二第三項	政令第三百三十七号	国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成元年政令第三百三十七号。以下「政令第三百三十七号」という。）
第四十七条の三第一項及び第四十九条第一項	〔略〕	〔略〕

第四十四条第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
第四十四条第一項第七号の二	第一条各号	第一条第一項各号
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
第四十四条第二項第一号	抄本	抄本若しくは謄本
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
第四十四条第二項第八号	抄本	抄本若しくは謄本
第四十四条第二項第八号の二	第一条各号	第一条第一項各号
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
第四十五条第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
第四十五条第二項第一号及び第四十五条の三第二項第四号	抄本	抄本若しくは謄本
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
第四十六条第一号	及び住所	、住所及び氏名
第四十七条第二項第四号	抄本	抄本若しくは謄本
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
第四十七条の二第二項第五号	抄本	抄本若しくは謄本
第四十七条の三第一項各号列記以外の部分	〔同上〕	〔同上〕